

## 福祉

福祉課 高齢福祉係 TEL.773-6667

### 紙おむつの支給

家庭における生活を支援、生活環境の充実、家族の負担軽減を図るため、在宅の寝たきり高齢者などに対し、紙おむつなどを給付します。

- 対象者 65歳以上の要介護1以上の在宅で、紙おむつを必要としている人
- 所得制限 生計を一にする世帯構成員の市・県民税が非課税、均等割課税以外の場合は対象外  
※世帯分離の場合は状況調査実施
- 給付限度額
  - ・市・県民税非課税世帯の人：1か月8,000円まで
  - ・市・県民税均等割課税世帯の人：1か月4,000円まで
- 手続 申請書を福祉課、またはケアマネジャーに提出

### 緊急通報装置の貸与

おおむね65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、発作や急病・緊急時の連絡手段の確保が困難な人に、緊急通報装置を貸出し、設置します。12時間見守りサービスや、1か月に1回の安否確認電話も実施します。

- 費用負担 1か月600円
- 手続 申請書を福祉課に提出

### 高齢者や要配慮世帯住宅除雪援助

屋根雪または生活路の除雪を自力で行うことが困難な高齢者や障がい者などの世帯を対象に、除雪費用の一部を助成します。

- 対象世帯
  - ・65歳以上の高齢者のみの世帯
  - ・身体障害者手帳1級から4級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aのみの世帯
  - ・ひとり親と18歳未満か上記に該当する子どものみの世帯
- 利用上限 屋根雪は除雪総作業時間24時間を上限(一冬)。生活路は助成対象経費の額で3万円を上限(一冬)
- 利用制限 次の世帯は対象外
  - ・生活保護世帯
  - ・市・県民税の所得割が課税されている世帯
  - ・親族等の支援が得られる世帯
  - ・世帯員のいずれかが、市・県民税などで市内に居住する人の扶養となっている
  - ・3か月以上対象住宅を不在とする世帯
  - ・自宅が自然落雪式屋根や融雪式屋根の世帯は原則、屋根雪の対象外
  - ・消雪パイプその他の消雪設備の状況によっては生活路の対象外となる場合があります。

- 手続 申請書を民生委員・児童委員若しくは、福祉課に提出

### 民生委員・児童委員

すべての「民生委員」は「児童委員」を兼ねていて、担当地区の高齢者や子どもに関わる相談を受け、住民と福祉関係機関の橋渡しを行い、地域で安心して暮らせるよう支援を行っています。

民生委員・児童委員は、地域のみなさんの相談役です。日常生活の中で気になっていることがある人は、気軽に民生委員・児童委員にご相談ください。

※名簿は市ウェブサイトをご覧ください

### 救急医療情報キット配布

救急車を呼ぶなどの緊急時に必要な情報をキットに入れ、冷蔵庫で保管することで、救急隊員や医療機関の迅速な救急活動に役立てるものです。費用は無料で、民生委員・児童委員を通じて、未配布の対象者世帯へ配布しています。

- 対象者
  - ・65歳以上のみの世帯
  - ・日中に65歳以上の人のみが在宅で、認知症を発症、または心臓疾患や脳血管障害にかかったことのある人
  - ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所有し、一人暮らしの人、または他の世帯員全員が65歳以上の人

### 養護老人ホーム 魚沼荘

おおむね65歳以上で、経済的事情や家庭環境などの理由で、在宅での生活が極めて困難な人が、老人福祉法第11条の規定による措置を受け入所できます。身の回りのことができる人が対象です。本人の収入や入所時の状況で、本人と扶養義務者に自己負担があります。

- 所在地 長森1008 TEL.775-2022



## 生活保護

問 福祉課 厚生福祉班 TEL.773-6667

### ▶ 生活保護とは

生活保護は、病気やけがで働けなくなったり、働き手の収入が減少するなど、生活に困窮する世帯が、自らの能力、活用できる資産、他の法律や制度による給付などを活用しても生活に困窮する場合に、憲法第25条で定められた「健康で文化的な最低限度の生活」を国が保障するものです。

国が定める基準によって計算された最低生活費と、保護を利用しようとする人の収入を比べ、収入が最低生活費を下回る場合に、その不足分を給付するとともに自立の助長のための支援を行います。

### ▶ 生活保護の申請・相談

申請できるのは、本人、扶養義務者または同居の親族です。審査のために世帯全員の生活状況などを把握する必要があるため、相談の際には、なるべく生活状況のわかるもの（健康保険証、年金手帳、不動産賃貸借契約書、預貯金通帳、収入状況がわかるものなど）をお持ちください。

## 南魚沼市社会福祉協議会

問 南魚沼市社会福祉協議会 TEL.773-6911

地域福祉に関する啓発や情報提供、調査活動、ボランティア活動などから児童福祉、障がい者福祉、高齢者福祉まで、幅広い事業を運営しています。

●所在地 小栗山303-1

### ▶ 南魚沼市ボランティアセンター

ボランティア活動の普及や団体のあっせんなどを行っています。ボランティア活動保険の加入やボランティアグループへの活動費助成などの支援も行っています。

### ▶ 在宅サービス事業

訪問介護事業、生活支援訪問介護事業、障害者福祉サービス居宅介護事業、日常生活サポート事業、居宅介護支援事業などを通じ、在宅でよりよい環境で過ごせるよう介護のお手伝いをします。

## くらしのサポートセンターみなみ

問 くらしのサポートセンターみなみ TEL.773-6919

### ▶ 生活困窮者自立支援事業

これまで「制度のはざま」に置かれた人を一人でも多く、生活再建ができるように支援する事業です。**自立相談支援事業**（ワンストップによる窓口の一本化と本人に寄り沿った伴走型支援）、**家計改善支援事業**（家計の見直し指導による生活再建）、**子どもの学習支援事業**（学習支援と生活支援）、**住居確保給付金**（失業中などの家賃の一時補助）を行います。

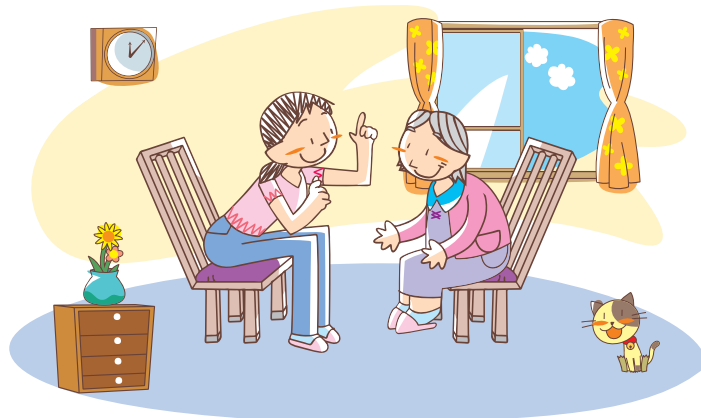
### ▶ 生活福祉資金貸付事業

所得の少ない世帯、障がい者のいる世帯、介護を要する高齢者のいる世帯に対して、相談支援と資金の貸付けを行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的としています。貸付相談から返済が完了するまで、社会福祉協議会と地域の民生委員が支援します。

## 南魚沼市福祉センター（しらゆり）

問 福祉センター（しらゆり） TEL.772-3601

- 所在地 小栗山303-1
- 主な施設 浴室（六日町温泉）、大広間、会議室、和室
- 開館時間 9:00～20:00
- 休館日 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）、12月28日～1月3日（浴室は1月4日まで）
- 浴室料金 高齢者（65歳以上）・障がい者 200円、小中学生 200円、就学前の児童 無料、一般 600円  
※市外の方は300円加算



## 大和老人福祉センター(湯咲荘)

問 大和老人福祉センター(湯咲荘) TEL.779-2278

- 所在地 大崎594-9
- 主な施設 浴室(湯咲花温泉)、集会室、和室
- 開館時間 9:00~16:30
- 休館日 毎週土曜日、祝日、12月28日~1月3日(浴室は1月4日まで)
- 浴室料金 高齢者(65歳以上)・障がい者 200円、小中学生 200円、就学前の児童 無料、一般 600円  
※市外の方は300円加算

## 塩沢老人福祉センター

問 塩沢老人福祉センター TEL.782-2007

- 所在地 塩沢1112-38
- 主な施設 リハビリ室、生きがいルーム、集会室
- 開館時間 9:00~16:30
- 休館日 土曜・日曜日、祝日、12月28日~1月3日

## 公益社団法人南魚沼シルバー人材センター

問 公益社団法人南魚沼シルバー人材センター TEL.772-4973

### ▶ シルバー人材センターとは

高齢者にふさわしい臨時・短期的な仕事を、企業・家庭・公共団体などから引き受け、会員に提供する新潟県知事の指定を受けた公益法人です。

### ▶ 会員になれる人は

南魚沼市と湯沢町に住んでいる人で、おおむね60歳以上の健康で働く意欲があり、センターの趣旨に賛同した人であれば、どなたでも会員になれる。

### ▶ 連絡先は

六日町事務局 TEL.772-4973  
塩沢事務所 TEL.782-4711  
大和事務所 TEL.777-5334  
湯沢町事務所 TEL.784-2850

## ▶ 介護

### 介護保険

問 介護保険課 TEL.773-6675

### ▶ 介護保険

40歳以上の市民は、市が運営する介護保険の被保険者です。

介護サービスを利用するには、要介護認定を受ける必要があります。(40歳から64歳までの人は、特定疾病が原因の場合に限り、要介護認定を受けることができます)

### ▶ 要介護認定の流れ

#### ▶ ①申請

介護保険被保険者証を添えて、要介護認定の申請書を介護保険課、南魚沼市・大和・塩沢地域包括支援センターに提出します。申請は本人や家族のほか、地域包括支援センター職員や居宅介護支援事業者、介護保険施設に代行してもらうこともできます。

#### ▶ ②訪問調査

市の職員、または市が委託した認定調査員が、自宅や施設を訪問し、本人の心身の状況を調査します。

#### ▶ ③介護認定審査会で審査判定

主治医の意見書と訪問調査の結果をもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成する介護認定審査会で審査し、非該当(自立)、要支援1~2、要介護1~5のいずれかに要介護度が判定されます。

#### ▶ ④認定結果の通知

認定結果が記載された被保険者証が郵送されます。申請から結果が出るまで、およそ1か月かかります。ただし、審査に必要な書類がそろわない場合は、1か月以上かかることがあります。



健康・福祉・医療

広告

24時間の安心と安全に包まれた「我が家」。  
快適なシルバーライフをお手伝いします。

公益社団法人全国有料老人ホーム協会正会員 加盟施設  
特定施設入居者生活介護指定事業者  
介護付有料老人ホーム

# 悠々の杜

☐ 介護付介護有料老人ホーム **悠々の杜**  
〒949-6611 新潟県南魚沼市坂戸6-3 TEL(025)770-1171

☐ 認知症対応グループホーム **悠々の杜**  
〒949-6611 新潟県南魚沼市坂戸6-3 TEL(025)770-1211

☐ 認知症対応グループホーム **やまびこ**  
〒949-6372 新潟県南魚沼市石打311-1 TEL(025)783-3177

☐ 介護付有料老人ホーム **悠々の杜石打**  
サービス付き高齢者向け住宅  
〒949-6372 新潟県南魚沼市石打190-5 TEL(025)775-7332

☐ サービス付き高齢者向け住宅 **悠々の杜岩室**  
〒953-0141 新潟県新潟市西蒲区石瀬1100 TEL(0256)78-8675

【併設】ヘルパーステーション 悠々の杜岩室

株式会社 ユーワ  
ユーワ企画 株式会社

